

見附市上下水道局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市上下水道事業管理規程第 4 号

見附市上下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局職員就業規程（平成 2 5 年見附市ガス上下水道事業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業）

第 1 0 条の 2 職員の配偶者同行休業（法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。）については、見附市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 6 年見附市条例第 2 4 号）及びこれに基づく規則の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。